

寄 監 発 第 1 8 号

令和 8 年 8 月 2 6 日

寄居町長 峯岸 克明 様

寄居町監査委員 花輪 敏男

寄居町監査委員 鈴木 詠子



令和 7 年度寄居町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金の
運用状況並びに健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について
(報告)

このことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第
2 項、第 2 4 1 条第 5 項、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第
3 0 条第 2 項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法
律第 9 4 号）第 3 条第 1 項、第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付され
た令和 7 年度寄居町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金の運用状
況、健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見書を
提出します。

令和 7 年度寄居町各会計決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和 7 年度寄居町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 7 年度寄居町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 7 年度寄居町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 7 年度寄居町水道事業会計利益の処分及び決算
- (5) 令和 7 年度寄居町下水道事業会計利益の処分及び決算
- (6) 令和 7 年度寄居町公設浄化槽事業会計利益の処分及び決算
- (7) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
- (8) 各会計決算付属書類

2 審査の期間

令和 8 年 8 月 5 日（水）、6 日（木）、7 日（金）の 3 日間

3 審査の手続

審査に付された令和 7 年度寄居町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、成果説明書並びに水道・下水道・公設浄化槽事業会計決算報告書類について、寄居町監査基準に準拠し、決算計数に誤りはないか、予算執行は関係法令及び予算議決の趣旨に沿って的確かつ効率的になされているか、出納事務並びに財産の取得、管理及び処分は適正に処理されているか等を主眼に、関係職員の説明を聴取しつつ、併せて例月出納検査及び定例監査の結果も参考に審査を実施した。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果並びにその算定の基礎となる報告書類が適正に作成されているか等を審査した。

4 審査結果

令和 7 年度寄居町各会計決算及び付属書類等は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、その計数は、関係諸帳簿と符合し正確であると認められる。

また、予算の執行についても適正であると認められる。

公有財産、物品及び基金のそれぞれの増減については、関係諸帳簿と照合した結果、その計数は、正確で、適正に管理、運用されているものと認められる。

審査に付された令和 7 年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率及び第 22 条第 1 項の規定に基づく資金不足比率報告書並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、いずれの比率とも早期健全化基準を下回り、「実質公債費比率」は4.4%で前年度より0.4ポイント増加し、「将来負担比率」は34.5%で、前年度より12ポイント増加したが、いずれも良好な状態であると認められる。

また、水道事業会計、下水道事業会計及び公設浄化槽事業会計の「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成され、各事業会計とも資金不足は生じておらず、いずれも良好な状態であると認められる。

令和7年度の決算の状況は、以下のとおりである。

一般会計は、歳入決算額147億9620万3千円、歳出決算額138億8282万2千円である。歳入歳出差引額（形式収支）は9億1338万1千円で、翌年度へ繰り越すべき財源4081万3千円を差し引いた実質収支は8億7256万8千円の黒字決算となった。

特別会計は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の2会計全体で、歳入総額43億6045万3千円、歳出総額41億9476万8千円で、歳入歳出差引残額は1億6568万5千円となった。

（1）一般会計

一般会計の歳入合計は、前年度比0.9%減、歳出合計は、前年度比2.2%減、ともに減少した主な要因は、歳入では地方特例交付金や財産売払収入が減少したこと、歳出では定額減税補足給付事業や男衾中学校長寿命化改修事業が完了したことなどによるものである。

歳入のうち町税の決算額は、対前年度比5.3%増の54億5656万4千円となり、歳入全体の構成比率では36.9%（対前年度比2.2ポイント増）で、歳入区分では、前年度と同様、最大の割合を占め、過去最高であった平成26年度の54億6763万9千円をわずかに1107万5千円下回る、過去第2位の決算額となった。

税目別では、個人町民税が定額減税の終了により増収となったほか、町税の大宗を占める固定資産税が、事業所の設備投資に堅調な動きがあったことなどにより増収となった。

令和7年度の町税の収納率は98.46%（県内63市町村中42位）で、前年度と比較すると0.07ポイント上昇した。また滞納の発生を抑止するため現年課税分の徴収を重点に取り組んでいるところであるが、現年度課税分の収納率は99.47%で0.03ポイント上昇し、納税率順位は19位（前年度32位）に向上した。

町税については、納税者の利便性向上と納税環境整備の観点から、様々な手法を用いて収納率の向上に取り組んでいるところであり、ここ10年で最も高い率となっている。担当課の徴収努力を多とするものである。

令和7年度の不納欠損額は、913万6千円（前年度872万4千円）、収入未済額は、7619万9千円（前年度7617万7千円）で、前年度とほぼ同額である。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金やデジタル基盤改革支援補助金等が皆減し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金なども減額となった一方、子ども・子育て支援交付金や児童手当交付金などが増額したが、903万5千円（対前年度比0.4%減）の減額となった。

歳入決算総額に占める町税、分担金及び負担金、使用料、手数料その他の自主財源額の割合を示す自主財源比率は、地方交付税や地方消費税交付金が増額したことにより48.4%（0.1ポイント減）、一般財源比率は69.1%（2.1ポイント減）に低下した。

決算剰余（欠損）の状況を標準財政規模との比較で表した実質収支比率は、10.4%（対前年度2.4ポイント増）となった。この比率が高いほど財政にゆとりがあるとされるが、必ずしも高ければ高いほど財政運営が良好とはいえず、標準財政規模の3～5%が望ましいとされている。各種基金からの繰入金が増加していることから、前年度との単純な比較は適当ではないが、実質収支が過度に大きい場合には、財源が有効に活用されていない可能性もあることから、今後の財政運営において適切な水準を確保されたい。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度比2.2ポイント上昇し85.0%となった。人件費、扶助費、公債費など経常的にかかる経費に町税、普通地方交付税など経常的に収入が見込まれる一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、町村にあっては70%程度に収まるのが妥当とされている。この率が高いことは経常的な経費以外に使える財源が少ないことになり、財政が硬直化している状況であるとされる。

令和7年度末の町債現在高は、104億5021万3千円で、前年度に比べ、9789万8千円増加している。令和7年度の町債発行額は、防災行政無線更新事業、中央公民館空調設備整備事業などに係る9億9890万3千円（対前年度比2.8%減）であった。

また、平成13年度から令和6年度まで普通交付税の代替財源として発行されてきた、臨時財政対策債の新規発行はゼロとなったが、令和7年度末の現在高は、44億9896万7千円で本町の町債現在高の43.1%を占めている。

歳入については、自主財源の一層の充実を図る観点から、企業誘致の推進による雇用の創出・拡大はもとより、地域経済の振興、町有資産の有効利用、使用料及び手数料等の受益者負担の適正化、町税滞納対策の強化など、あらゆる歳入確保策に取り組み、引き続き堅固な財政基盤の構築に努められるよう要望する。

令和7年度は、第6次寄居町総合振興計画後期基本計画の4年目にあたるところから、「少子化対策の充実・強化」「地域内経済循環の促進」「教育施策の充実・強化」「健康長寿事業の積極的展開」の4つを重点施策に掲げ、施策展開を行う

とともに、併せて、寄居町、折原村、用土村、鉢形村、男衾村が合併して『新』寄居町が誕生してから70周年に当たることから合併70周年記念事業が実施された。

主要事業と位置付けられた各事業については、国等の補助制度や起債などを活用するとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者に対する給付金等の支給が行われ、結果として補助費等の伸びが目立つ半面、投資的経費が抑えられた。

基本計画の目標値を達成した事業・施策がある一方、事業効果を検証し工夫・改善すべきものや多額の不用額を生じた事業もあり、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、事業の必要性・経費の積算など予算編成段階においても「選択と集中」の観点からの慎重な検討が求められる。

町民の「健康長寿」は、本町の重点施策の一つである。健康寿命県内下位脱出の健康長寿戦略を展開した結果、県が発表した町民の「健康寿命」男性51位（前年度47位）、女性53位（前年度同位）となっており、低空飛行状態を脱していない。今後も一段の高みを目指し、「一人ひとりが健康づくり 笑顔でいきいき健康長寿のまち よりい」の実現に向けた、町民への意識啓発と関係施策の充実を図りたい。

また、事業・施策の有効性や効率性については十分に検証し、費用対効果を基本とし、無駄を徹底排除しながら不断に事務事業を見直すことで、現下の課題に的確に対応するよう要望する。なお、調査業務や補助事業等については、必要性を精査し、簡素化・合理化を徹底されたい。

（２）特別会計

国民健康保険特別会計は、平成30年度から県と市町村が共同で運営を行い、また、令和6年度に国民健康保険税の賦課方式の変更と税率改正が行われたことなどから、令和7年度の歳入における国民健康保険税の決算額は対前年度比で0.4%増加し、収支状況は1億6259万4千円の黒字決算となった。

しかし、高齢化の進行など後期高齢者医療制度への移行により被保険者の減少が続いている。一般会計からの赤字補填目的の法定外繰入金が令和4年度で終了し、保健事業分の法定外繰入金も令和7年度で終了することから、歳入の確保が課題である。

歳出では、国民健康保険事業費納付金など収支に影響が大きい費目の動向に加えて、令和12年度からの全県的な被保険者負担の平準化に向けた国民健康保険税（料）の賦課方式の統一化や収納率の自治体間格差の是正への対応、本町独自の保健事業の扱いなどの課題が残されている。国民健康保険税水準の統一化により、毎年度、税率の見直しが必要となることも予想される。

さらに、医療の高度化や薬剤価格の上昇などにより、被保険者一人当たり医療費が年々増加し、国保財政を圧迫している。

後期高齢者医療特別会計は、高齢化に伴い被保険者数及び加入率とも、国民健康保険加入者数に迫る勢いで増加している。また、一人当たり医療費も増加傾向に転じており、被保険者数の増加に伴う負担金等の公費負担のさらなる増加が見込まれる。

(3) 公営企業会計

水道事業会計は、令和7年度の年間総配水量が479万4200 m^3 （前年度比4.1%増）、年間有収水量が432万5402 m^3 （前年度比微増）で、いずれも前年度を上回った。有収率は90.2%（前年度比3.3ポイント減）となった。

人口減少等による水需要の減少や大口需要者の使用水量の減少傾向は今後も継続し、また施設の老朽化対策や石綿管、塩ビ管の更新などの資本的支出が増加していくことが見込まれる。

経営指標の一つである経常収支比率は、令和7年4月施行の水道料金改定（改定率22%）により、健全経営の水準とされる100%を上回る113.82%であった。

また、料金の妥当性を示すとされる料金回収率は、111.43%で、事業に必要な費用を給水収益で賄える状況とされる100%を上回っており、前年度と比較すると数値が回復している。電力料金の増大など動力費や修繕料の割合が増加しており、今後の動向等を引き続き注意深く見ていく必要がある。

水道は必須の生活インフラであり、このことは令和8年熊本地震の被災状況を見ても改めて強く認識させられた。

水道管路の耐震化率は、令和7年度末で91.9%となっているが、懸念される南海トラフ地震など、想定を超える被害もあり得ることから、耐震化をはじめ災害に強い施設などの対策とともに、引き続き効率化や合理化を推進し、健全経営に努められたい。

下水道事業会計は、令和7年度の年間処理水量が、公共下水道事業では114万9703 m^3 、農業集落排水事業では19万9306 m^3 となり、有収水量は、公共下水道事業では103万2466 m^3 、農業集落排水事業では18万5585 m^3 となった。

経営指標の経常収支比率は、公共下水道事業については年々改善されてきたが、令和6年度は102.21%とやや低下したものの、令和7年度は105.30%に回復し、経費回収率についても100.00%と、概ね使用料で回収すべき経費を賄えている。

農業集落排水事業については、経常収支比率は健全経営の水準とされる100%を上回る103.72%に回復したが、経費回収率は100%を大きく下回る48.01%にとどまっている。一般会計から農業集落排水事業補助金6002万4千円の支援のほか農業集落排水事業出資金3717万6千円の支援を受けている。

公設浄化槽事業会計は、令和6年4月より公設浄化槽事業特別会計から地方公営企業法の一部を適用し、新たな公営企業会計方式による経理がスタートした。事業会計に移行したことにより複式簿記による経理が行われ、経営や資産状況の「見える化」が実現した。しかしながら、令和7年度公設浄化槽事業報告書に示されたとおり、経営状況は厳しいものとなっている。現状を踏まえ、経営状況は厳しいと言わざるを得ず、事業の意義、形態等について抜本的な検討を要するものと思料する。

（４）基金

各基金条例により設置されている財政調整基金をはじめ12の基金の令和7年度末の現在高は、総額32億3287万4千円で、現在の12基金となった令和元年度末の現在高19億2742万2千円と比較すると13億545万2千円が増加している。基金はそれぞれ設置目的に沿って必要により処分されるべきものであり、金利上昇の流れの中にあっても、その運用については有利性のみならず安全性などについての情報を収集した上で、適切な運用を図られるよう要望する。

（５）大里広域市町村圏組合の共同処理事務

大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）で昭和47年4月の組合設立から共同実施してきた介護保険事業及び可燃ごみの中間処分については、令和7年2月28日の組合解散に関する基本協定書の締結により、今後各構成市町が組合から承継し、独自に行うこととなった。

本町の場合、承継する業務のうち介護保険事業については、事業の開始当初から組合で処理されており、当該業務に精通した町職員は限定されている。

ごみ焼却施設の管理運営に先行して、令和12年4月から予定されている介護保険事業の開始に向け、早期に諸準備に取り組み、なお拡大が見込まれる介護保険事業の円滑な承継・移行が図られるよう要望する。

（６）まとめ

令和7年度は「多様な社会福祉施策に要する社会保障費の累増に加え、喫緊の対応が求められる公共施設や設備類の大規模更新事業、物価高騰による各種事業支出の増加などに対応した大きな財政需要が見込まれ、引き続き厳しい財政運営」の予想のもとに予算が作成され、物価高騰への対応や子ども・子育て支援など国の交付金などを活用した事業が幅広く実施された。

第6次寄居町総合振興計画後期基本計画の基本目標に従い、計画期間を見据え、各事業をさらに深化させるための事業実施が図られた。

地域通貨 Yori-Ca(ヨリカ)事業については、各種事業の奨励プレミアムとしての利用が広がっているが、利活用状況を把握・評価し、さらなる改善工夫に努められたい。

歳入確保のため、収入未済額の縮減は、財源確保や負担の公平性を確保する上で重要な課題であり、収納対策の強化や債権管理の取組みにより縮減傾向にあるものの、なお大口の未収案件もあり、町税、土木使用料（町営住宅使用料）、貸付金元利収入（住宅資金貸付金）については、今後とも効果的な対策を講じながら、引き続き解消に取り組む必要がある。

本町の職員構成については、会計年度任用職員が多くを占める一方、正規職員においても、病気休暇等を取得する職員も増加している状況にある。行政需要の増大・複雑化に伴い、業務内容が増加する中、厳しい定員管理のもとで職員は職務にあたっているところである。

限られた人員を有効に活用するとともに、業務の平準化、応援体制の整備、職員の健康管理等にも十分配慮し、職員が安心して職務に精励できる環境の整備に努められたい。

また、職員においては、それぞれの立場と責任を自覚し、引き続き適正かつ誠実に職務にあたることを期待する。

「寄居町はひとつ」市街地・西部・桜沢・折原・鉢形・男衾・用土の7地区のそれぞれで、「可能性 ∞（むげんだい） 笑顔満タン よりいまち」が実現されるよう、諸課題に的確に対応をされたい。

『新』寄居町の合併の経緯は、役場庁舎東側にそびえる石碑に刻まれ、後世に伝えられている。

『寄居町』この町に乾杯！